

令和7年度水戸市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項に基づく決算審査

2 審査の対象

(1) 水戸市歳入歳出決算書

- ア 令和7年度一般会計歳入歳出決算
- イ 令和7年度国民健康保険会計歳入歳出決算
- ウ 令和7年度公設地方卸売市場事業会計歳入歳出決算
- エ 令和7年度駐車場事業会計歳入歳出決算
- オ 令和7年度東前第二土地区画整理事業会計歳入歳出決算
- カ 令和7年度公共用地先行取得事業会計歳入歳出決算
- キ 令和7年度介護保険会計歳入歳出決算
- ク 令和7年度介護サービス事業会計歳入歳出決算
- ケ 令和7年度後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- コ 令和7年度母子父子寡婦福祉資金会計歳入歳出決算

(2) 政令（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項）で定める書類

- ア 令和7年度歳入歳出決算事項別明細書
- イ 令和7年度実質収支に関する調書
- ウ 令和7年度財産に関する調書

(3) 証書類

3 審査の期間

令和8年7月9日から同年8月7日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、水戸市歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係諸帳簿との照合及び計数の確認を行うとともに、7月16日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

5 審査の結果

1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

(1) 債権の適正な管理について

一般会計の調定額に対する収入率は、前年度と同率の98.6%であった。特別会計の調定額に対する収入率は97.5%となり、前年度と比較して0.1ポイント上昇した。また、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は約29億5,900万円となり、前年度と比較して約7,700万円減少しており、全庁的な収納対策の取組に一定の成果が認められる。

市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、引き続き、滞納初期における速やかな対応を徹底するとともに、強制徴収公債権については、債権の状況に応じ、滞納処分その他滞納整理に係る手続を適時適切に行われたい。また、非強制徴収公債権及び私債権については、弁護士法人への債権回収業務委託により効果的な徴収に取り組んでいるところであるが、今後も、同委託の全庁的な活用を推進するとともに、徴収事務に関する研修の充実及び対応事例の共有を通じて職員の実務能力の向上を図るなど、徴収体制の一層の充実に取り組まれたい。

さらに、一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額は約3億200万円となり、前年度と比較して約1,300万円減少した。一方で、生活保護費返還金については、不納欠損額が約4,100万円となり、前年度と比較して約2,400万円増加した。

不納欠損処分の実施に当たっては、市民負担の公平性を損なうことのないよう、十分な徴収努力を尽くした上で、関係法令に基づき厳正に対応する必要がある。今後とも、債権発生から不納欠損処分に至るまでの経過を的確に記録するとともに、分納履行や時効の状況を適切に把握し、債権の適正な管理に努められたい。

(2) 予算の有効かつ効率的な執行について

一般会計の執行率は92.1%となり、前年度と比較して1.6ポイント低下し、特別会計の執行率は97.1%となり、前年度と比較して0.3ポイント上昇した。

また、一般会計と特別会計を合わせた不用額は約61億9,800万円となり、前年度と比較して約1億8,100万円増加した。

不用額については、経費の節減努力や契約差金など、予算措置の所期の目的を達成した上で生じるものがある一方、需要が当初の見込みを下回ったもの、関係者との調整に時間を要したことなどにより計画どおりに進捗しなかったものなど、予算措置の効果が十分に発揮されなかったものも見受けられた。

執行率の低い事業については、執行率のみによって事業の必要性を判断するのではなく、需要見込みの妥当性、事業の実施体制、事業の周知状況等を点検し、必要な行政サービスが適切に提供されているかを確認する必要がある。

今後は、不用額が多額となった事業や執行率の低い事業について、その要因を的確に把握し、翌年度以降の予算編成及び執行管理に反映されたい。あわせて、主要な事務事業については、事業目的に照らした成果、利用状況及び費用対効果等を検証し、限られた財源を有効に活用しながら、より効果的かつ効率的な事業の実施に努められたい。

(3) 中長期的な財政見通しに基づく財政基盤の確立について

一般会計及び特別会計を合わせた市債現在高は約1,457億7,900万円となり、前年度と比較して約22億3,300万円減少した。また、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支額は約47億7,700万円となり、前年度と比較して約6,600万円増加した。

しかしながら、財政調整基金の残高は約28億900万円となり、前年度と比較して約6億3,300万円減少した。これは、一般会計の収支不足に対応するため、同基金を活用したことなどによるものであり、依然として厳しい財政状況が続いている。

本市では、財政運営の指針として「みと未来財政プラン」を策定し、一般会計における財政収支、財政調整基金残高、市債残高、健全化判断比率について、中長期的な財政見通しを明らかにしている。同プランにおいても、公共施設の維持管理経費等の増加や大規模な投資的事業に係る市債償還などにより、当面は厳しい財政状況が続く見通しである。

このような状況を踏まえ、今後とも、財政調整基金の適切な残高の確保や市債残高の縮減に取り組む、財政運営の健全性の維持に努める必要がある。また、限られた人員や財源の中で多様化する市民ニーズに的確に対応するため、デジタル化による事務の効率化や民間活力の積極的な活用を通じた行政サービスの質の向上、新たな自主財源の確保を含む歳入確保策の推進など、行政経営改革の取組を着実に進め、安定的かつ持続可能な財政基盤の確立に努められたい。

令和 7 年度水戸市基金運用状況審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項に基づく審査

2 審査の対象

令和7年度における土地開発基金の運用状況を示す書類

3 審査の期間

令和8年7月9日から同年8月7日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、基金の運用状況を示す書類の計数は正確であるか、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿及び証書類と照合を行うとともに、7月16日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

5 審査の結果

1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であると認められ、また、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

6 意見

当年度末の土地の現在高は17億8,171万4,407円（面積87,001.71㎡）であり、基金総額25億7,000万円の約69.3%となっている。このうち、長期保有土地（平成10年度以前に土地開発基金で取得し、既に事業用地（道路）に供しているが、一般会計による償還がされないまま保有している土地）の現在高は7億3,243万6,077円（面積8,860.85㎡）であり、土地の現在高の約41.1%を占めている。また、長期保有土地については、令和6年度に続き、令和7年度においても償還されたものはなかった。

土地開発基金は、事業の円滑な執行を図る上で必要な用地の先行取得を行うことを目的として設置されたものである。基金の効率的な運用を図る観点からも、長期保有土地の解消に向けて、一般会計の財政状況等を踏まえながら、計画的な償還に努められたい。

第2 基金の運用状況

当年度の運用状況は次のとおりである。なお、基金から生じた収益1,990,751円は、一般会計に収入されている。

区 分	前年度末 現 在 高	決算年度中増減高		決算年度末 現 在 高
		増	減	
	金額（円）	金額（円）	金額（円）	金額（円）
土 地 (面 積)	1,802,522,587 (88,413.11m ²)	0 (0m ²)	20,808,180 (1,411.40m ²)	1,781,714,407 (87,001.71m ²)
現 金	767,477,413	22,798,931	1,990,751	788,285,593
合 計	2,570,000,000	22,798,931	22,798,931	2,570,000,000